

半田市農業委員会委員候補者選考協議会設置要綱

(設置)

第1条 半田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員（以下「農業委員」という。）の候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第5条第2項の規定に基づき、関係者からの意見を聴取するため、半田市農業委員候補者選考協議会（以下「選考協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 候補者の選考に関する協議
- (2) 協議結果の市長への報告
- (3) その他候補者の選考に関し必要な事項

(組織)

第3条 選考協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 農業委員会の指名した農業委員又は半田市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）（候補者となり得る者を除き、農業委員又は推進委員であった者を含む。）
- (3) 行政協力員（候補者となり得る者の推薦者及び推薦した団体に所属する者を除く。）
- (4) 市民経済部長

2 選考協議会の委員の定数は、5人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から協議結果を市長に報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 選考協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、選考協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考協議会の会議は、市長の求めに応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が選出されていないときは、市長が招集する。
- 3 選考協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 選考協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 選考協議会は、候補者の選考にあたり必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選考協議会の庶務は、市民経済部農政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月7日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。